

相談無料
秘密厳守
事前予約制



専門労働相談

(2023.9 - 2024.3)

事業内容

県内の中小事業主、労働者等を対象に、社会保険労務士、公認心理師・臨床心理士が職場での困りごと、悩みごとの相談に応じます。

相談事例

労務管理や各種助成金、働き方改革の取組、就業規則の見直し、退職に係るトラブル、職場のメンタルヘルス対策、人間関係のストレス、仕事に関する不安、復職時の対応など

● 相談日

	社会保険労務士	公認心理師・臨床心理士
9月	9日(土)、12日(火)、19日(火)、28日(木)	21日(木)
10月	7日(土)、12日(木)、20日(金)、28日(土)	3日(火)、14日(土)、24日(火)
11月	2日(木)、11日(土)★、17日(金)、25日(土)、30日(木)	11日(土)★、21日(火)
12月	9日(土)★、14日(木)、21日(木)、27日(水)	9日(土)★、12日(火)、26日(火)
1月	11日(木)、20日(土)、25日(木)、31日(水)	16日(火)、27日(土)
2月	8日(木)、17日(土)★、22日(木)	6日(火)、17日(土)★
3月	2日(土)、7日(木)、14日(木)、23日(土)	

※ ★は、社会保険労務士、公認心理師・臨床心理士相談を同日に開催します。両方を予約することが可能です。

● 相談時間

全日13:00～16:00（1回50分）

● 相談方法

対面 or 電話 or オンライン（Webex） ※通話料及びデータ通信料は利用者負担となります。

● 相談場所（対面相談の場合）

愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階 あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー

● 利用方法

お申込み先へ電話で事前予約 ※1案件1回までです。

お申込み・お問合せ

愛知県労働局労働福祉課労働相談グループ

TEL 052-589-1405

平日 9:30～18:00 土曜 10:00～17:00 ※日曜日・祝日・年末年始を除く

相談内容例

使用者からの相談事例

・年次有給休暇の運用方法でアドバイスをもらいたい・労働時間の管理について困っている・問題社員への対応について相談したい・新しい働き方を導入したい・休職者への対応・パワハラへの対応・顧問社労士以外の意見を聞いてみたい案件がある

労働者からの相談事例

・退職勧奨、雇止めについて相談したい・労災申請をしたい・退職前後のトラブル・自分の労働条件が法に抵触しているのではないかと疑問がある・復職に向けて心配なこと・職場の人間関係

※県では、不妊治療と仕事の両立に悩む労働者等を対象とした相談事業も実施しています。――→
相談内容によっては、そちらの事業の利用もご検討ください。



オンライン相談のご利用の流れ

1. 申込み

申込み先へ電話で申し込んでください。その際①希望する相談員（社会保険労務士もしくは公認心理師・臨床心理士）②相談希望日時③メールアドレス④緊急連絡先電話番号⑤相談内容の概要等をお聞きます。

2. 予約完了メールが届く

1でお伝えいただいたメールアドレス宛に、WebexのミーティングURL等が記載された予約完了メールが届きます。メールが届かない場合は、迷惑フォルダや受信設定もご確認ください。

3. Webexアプリを事前にインストール

相談に使用するスマートフォン・タブレット、又はカメラ付きパソコンに事前にWebexアプリのインストールを行ってください。

4. ミーティングURLからWebexにアクセス

相談当日は、開始時間直前に予約完了メールに記載されたWebexのミーティングURLにアクセスし、お待ちください。

※セキュリティ対策のされたWi-Fi接続のできる環境での通信を推奨します。

モバイルデータ通信の場合、利用時間に応じてデータ通信料を消費しますので、ご注意ください。

対面相談時の会場のご案内

愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階
あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー
（名古屋市中村区名駅4-4-38）

<アクセス>

JR「名古屋駅」桜通口から
ミッドランドスクエア方面に徒歩5分



対面相談に関するお願い

- 相談には2名以内でお越しください。
- 会場では手指消毒、入場時の検温にご協力をお願いします。
- 37.5度以上の発熱がある場合や、当日体調が優れない場合は、相談方法を電話等に変更することができますので、来場前にご連絡ください。

その他の労働相談事業について

あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー及び県民事務所等では、賃金、解雇、労働時間、休日、就業規則など労働に関する問題について事業主・労働者を問わず、労働相談員（県職員）が相談をお受けしております。法的に複雑な問題など相談内容により、弁護士による労働相談（事前予約制・オンライン相談も対応）も労働相談コーナーでは行っておりますので、ご利用の方は問合せ先までお電話ください。

